

恵庭市告示第74号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があったので下記のとおり縦覧します。

令和8年9月4日

恵庭市長 原 田



記

1. 変更内容 別紙（北海道の告示のとおり）
2. 縦覧期間 令和8年9月4日（金）から令和8年12月21日（月）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
午前8時45分から午後5時15分まで
3. 縦覧場所 恵庭市役所3階 経済部商工労働課

以 上

北海道告示第11356号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和8年12月21日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和8年8月20日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ恵み野 I

恵庭市恵み野里美 2 丁目 461 番 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号

(変更後) 大阪府大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 1 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更事項
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号	
株式会社ダイイチ	代表取締役 若園 清	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47	
株式会社エービーシー・マート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	
株式会社サッポロドラッグストアー	代表取締役 富山 浩樹	札幌市東区北 8 条東 4 丁目 1 番 20 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	
株式会社ほしの	代表取締役 星野 浩一	札幌市白石区菊水 3 条 3 丁目 1 番 28 号	(ア)
グローイングパル株式会社	代表取締役 荒井 義憲	北見市光西町 182 番地 1	
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	
株式会社パティズ	代表取締役 齋藤 啓一	福島県会津若松市インター西 31 番地	(イ)
高野 敬輔		江別市野幌町 10 番 1	

株式会社ルック・ヒライ	代表取締役 平井 恒輔	札幌市中央区南 2 条西 6 丁目 7 番地 1	
株式会社コスモネット	代表取締役 三上 明	東京都港区新橋 2 丁目 6 番 2 号	
兼松コミュニケーションズ 株式会社	代表取締役 伊藤 秀孝	東京都渋谷区代々木 3 丁目 22 番 7 号	

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更 事項
DCM株式会社	代表取締役 神谷 浩邦	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号	(ウ)
株式会社ダイイチ	代表取締役 若園 清	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47	
株式会社エービーシー・マ ート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	
有限会社マル五中尾書店	代表取締役 中尾 邦幸	標津郡中標津町西 6 条北 1 丁目 1 番地	(エ)
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	
グローイングパル株式会社	代表取締役 荒井 義憲	北見市光西町 182 番地 1	
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	
高野 敬輔		江別市野幌町 10 番 1	
株式会社ルック・ヒライ	代表取締役 平井 恒輔	札幌市中央区南 2 条西 6 丁目 7 番地 1	
株式会社コスモネット	代表取締役 三上 明	東京都港区新橋 2 丁目 6 番 2 号	
兼松コミュニケーションズ 株式会社	代表取締役 伊藤 秀孝	東京都渋谷区代々木 3 丁目 22 番 7 号	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和 8 年 5 月 11 日
 上記(3)イ(ア) 令和 7 年 3 月 31 日
 上記(3)イ(イ) 令和 7 年 5 月 1 日
 上記(3)イ(ウ) 令和 8 年 7 月 3 日
 上記(3)イ(エ) 令和 7 年 11 月 1 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 設置者の住所移転のため
 上記(3)イ(ア) 退店のため
 上記(3)イ(イ) 退店のため
 上記(3)イ(ウ) 代表者変更のため
 上記(3)イ(エ) テナント変更のため

2 届出年月日

令和 8 年 7 月 6 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和8年8月20日（木）から令和8年12月21日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで